

医療安全対策加算

1. 医療安全対策に関する基本的な考え方

適切な医療安全管理体制を構築し、病院全体で安全な医療を提供することに努めます。

2. 医療安全対策のための組織に関する事項

医療安全管理対策委員会を設置し、医療の安全管理に係る体制の確保及び推進にあたります。

また、専任の医療安全管理者を配置し、医療安全対策を企画、実施します。

3. 医療安全管理のための職員研修に関する事項

医療安全に関する基本的な考え方及び具体的方策について、職員へ周知徹底を図るため、全職員対象の研修会を年2回以上行います。

4. 医療事故等の防止策に関する事項

院内で生じたインシデント、事故事例については報告制度の充実を図り、分析・評価し、業務改善や教育の検討を行います。

5. 医療事故発生時に関する事項

医療事故が発生した場合は、患者さんの救命に全力を尽くすとともに、原因調査及び再発防止のための対策を立案します。

6. 患者さんからの相談対応に関する事項

患者さん及びご家族からの相談、ご意見に応じるために患者相談窓口を設置しています。

7. その他の当院における医療安全管理対策の推進のために必要な事項

医療安全管理対策の推進のため「医療安全管理対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、定期的にマニュアルを見直し、改訂を行います。